

宴会場ご利用についてのお願い

(宴会・催事規約)

宴会、又は催事(以下宴会等と称します)のお申し込み及び宴会場のご利用につきましては、
まことに勝手ながら下記の諸事項について予めご承認下さるようお願い申し上げます。

留意事項

- 宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。但し、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に感じられない場合もございますので、予めご了承ください。
- 料理等を用意する人数(以下有料人数と称します)の最終ご決定数は宴会等の開催日2日前の正午までにホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので宴会等の開催日前日以降に出席者が有料人数より減少した場合でも最終有料人数分の料金をご請求させていただきます。
- 宴会等に関連する装飾、音楽、余興、コンパニオン等につきましてはホテルより指定業者に手配させていただきます。
- ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観、動線の点を配慮の上、ホテルがその業者の方々にご指示申し上げます。
- 会場使用に関する告知(新聞、TV、ラジオ、チラシ、DM、看板等)を実施する場合は、必ずホテル側の事前承諾を必要とします。
- お客様(お客様側全ての関係者を含みます)及びお客様が直接依頼された業者の方々は、ホテル施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。施設、什器備品等に損害が発生した場合は、ホテル指定業者がその修復に当たり費用の一切を負担していただきます。
- 宴会等の開催予定日前に前受金を頂戴する場合がございます。金額はお見積り総額に基づいてホテルより提示させていただきます。
- お申し込みの後、お客様のご都合により宴会等をお取り消しになる場合は、次の取り消し料金を申し受けます。(実費ある場合は別途)
 - ①一般宴会・会議

開催予定日の31日前まで	無料
開催予定日の30日以降～10日前まで	見積もり総額の30%
開催予定日の9日以降～3日前まで	見積もり総額の50%
開催予定日の2日以降～開催日	見積もり総額の全額
 - ②展示会

開催予定日の61日前まで	無料
開催予定日の60日以降～31日前まで	見積もり総額の50%
開催予定日の30日以降～10日前まで	見積もり総額の70%
開催予定日の9日以降～実施日	見積もり総額の全額

禁止事項

- 宴会等にご出席のお客様が、法令又は公序良俗に反する行為に及ぶ恐れがあると判断した場合、或いは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した時、又はこの「宴会・催事規約」に違反した場合は、宴会等のお申し込みをお断りするか、又は既にお申し込みをいただいている場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください。
- 展示即売商品の極端な廉価販売はお受けできません。又、類似商品の販売に関しては必ずその旨を明示してください。
- エンターテイナー又はタレントが入る宴会等に関して、興行であるとホテル側が判断した場合及び不特定多数を対象とした発券販売を伴うものはお申し込みをお断りするか、又は既にお申し込みをいただいている場合でも解約させていただきます。
- 次に掲げる各事項につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださるようお願い申し上げます。
 - ①犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
 - ②発火、又は引火性の品物の持ち込み。
 - ③悪臭を発生するものの持ち込み。
 - ④とばく等風紀を乱す行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
 - ⑤備付品の移動。
 - ⑥使用目的以外のご利用。
 - ⑦その他、法令で禁じられている行為。
- 次に掲げる各項目につきましては、宴会等のお申し込みに応じられません。又、既にお申し込みをいただいている場合でも解約させていただきます。
 - ①宴会等利用者の中に暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者が含まれている場合。
 - ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ③法人その他の団体でその役員の中に暴力団員に該当する者がいる場合。
 - ④当ホテルの従業員及びその関係者に対し、暴力的要求行為又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。